

県北広域振興局長告示第36号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和2年10月27日

県北広域振興局長 高橋 進

1(1) 名称 軽米町山内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の一般県道二戸軽米線と瀬月内川左岸との交点を起点とし、起点から一般県道二戸軽米線を西に進み町道戸花坂線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道山内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道具喰線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道下晴山・貝喰線との交点に至り、同点から同町道を東に進み瀬月内川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 軽米町小軽米特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の町道沢田・平中線と町道小軽米・百目金線との交点を起点とし、起点から町道沢田・平中線を北西に進み町道沢田・浜坂線との交点に至り、同点から同町道を北東に進みさらに南東に進み町道小軽米・七ツ役線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道下小路・保育所線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道小軽米・百目金線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器